八王子市若者支援地域協議会　連携パートナー登録事業実施要綱

令和７年７月１日施行

（目的）

第１条　この要綱は、八王子市若者支援地域協議会（以下、「協議会」という。）設置要綱第４条第３項に基づき、地域の多様な機関・団体等の若者支援への参加促進を目的とした連携パートナー登録事業の実施に関して必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、連携パートナーに登録できる「機関・団体等」には、事業活動または公共的活動を行う企業、法人、個人事業主、NPO 法人、任意団体等の事業者を含むものとする。

（登録機関・団体の役割）

第３条　八王子市が進める若者支援施策に賛同し、次の各号のいずれかの取組に協力する機関・団体等をいう。

（１）　八王子市若者総合相談センター及び八王子若者サポートステーション（八王子市若年無業者就労促進事業）が実施する相談支援事業との連携及び専門相談員の派遣

（２）　八王子市若者総合相談センターが実施する各種プログラム事業に対する体験活動の提供及び講師の派遣

（３）　八王子若者サポートステーション（八王子市若年無業者就労促進事業）が実施する、就労のための各種セミナーへの講師の派遣、職場体験・職場実習における利用者の受け入れ

（４）　協議会に出席し、市の若者支援に資する参加者への情報提供

（５）　その他、市の若者支援に資する取組

（登録要件）

第４条　連携パートナーに登録できる機関・団体等は、第３条に規定する役割を担った実績がある機関・団体等とする。

２　次の各号のいずれかに該当する機関・団体等は、登録対象としない。

（１）　八王子市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 6 日条例第 45 号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている事業者等又は同第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する機関・団体等

（２）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する営業を営む機関・団体等

（３）　政治活動、宗教活動に係る機関・団体等

（４） 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある機関・団体等
（５） 労働基準法など労働関係法令、その他の法令に係る著しい法令違反、税の滞納等がある機関・団体等
（６） 前各号に掲げるもののほか、連携パートナーとしての登録が妥当でないと、協議会調整機関が認める機関・団体等

（登録手続き）
第５条　協議会調整機関からの登録依頼に対し、承諾書（第１号様式）を提出した事業者・団体を登録する。

（登録期間）
第６条　承諾書の提出日から令和 10 年（2028 年）９月 30 日までとする。

（登録の解除・変更）
第７条　登録機関・団体の解除・変更手続きについては、次の各号のとおりとする。
（１） 登録機関・団体から登録の解除の申し出があったとき、その事業が廃業したとき、又は登録事業の目的に反する状況等があった場合は、登録を解除することができる。
（２） 登録機関・団体の名称等が変更した場合は、登録名を変更することができる。

附則
この要綱は、令和７年（2025 年）７月１日から施行する。

（第１号様式）

令和　　年　　月　　日

八王子市若者支援地域協議会若者支援調整機関
八王子市子ども家庭部青少年若者課
八王子市若者総合相談センター

事業者名・団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

承諾書

八王子市若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第４条における「連携パートナー」として、下記のとおり登録されることを承諾いたします。

記

１　登録情報

１　事業者名・団体名	
２　代表者名	
３　所在地	
４　電話番号	
５　FAX 番号	
６　メールアドレス	

２　宣誓内容

以下の事項に関して誤りがないことを宣言します。

□　八王子市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 6 日条例第 45 号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている事業者等又は同第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する機関・団体等でないこと。

□　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する営業を営む機関・団体等でないこと。

□　政治活動、宗教活動に係る機関・団体等でないこと。

□　公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある機関・団体等でないこと。

□　労働基準法など労働関係法令、その他の法令に係る著しい法令違反、税の滞納等がある機関・団体等でないこと。